

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
159	A	権限移譲	産業振興	経営発達支援計画の認定に係る権限移譲	経営発達支援計画の認定に係る認定権限を都道府県に移譲する	商工会・商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定については、都道府県は選考時に意見照会があるのみで、経営発達支援計画の認定・不認定結果と講評について、都道府県に情報提供を受けていないことから、各地域商工会・商工会議所の課題をつかみ効果的な機能強化に取り組むことができない。	権限移譲を受けることで、地域の実情に応じた府の産業振興施策と一体的に取り組むことにより施策効果が期待できる。	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第5条	経済産業省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	新潟県、浜松市	
187	A	権限移譲	産業振興	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること	【現状】 国は、中心市街地活性化法に基づき市町村が策定した基本計画を認定しており、全国的視点のもとで役割を全うしている。特定民間中心市街地活性化事業は、この基本計画に記載されたものに限られ、地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の採択や地方税の不均一課税など地方公共団体の支援措置に関係しているため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 従って、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務及び地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の交付事務を国から県へ移譲されたい。 【支障事例】 国の地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の対象となる事業と県単独実施事業が類似している。 (例)再開発ビル等再整備事業(空き区画の再整備による新規テナント誘致)、商店街再編事業(商店街と周辺住宅地を含む区域で行う総合的なまちづくり)等	県施策との一元化を図ることにより、総合的な中心市街地の活性化施策の実施が可能となる	中心市街地活性化法第40条第4項、第5項、第41条第2項など	経済産業省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市		
188	A	権限移譲	産業振興	地域商店街活性化法に関する認定事務の権限移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 ・地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	【再提案理由】 商店街の支援については、住民に身近な地方自治体が、地域の実情に応じて実施しているが、地域商業活性化法による商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画については、都道府県や市町村の意見を聴き、配慮することになっているものの、認定等は経済産業省が行うこととされている。 また、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、平成27年度に実施した商店街買い物ポイント事業などにより商店街活性化の機運が高まっているなか、国が進める地方創生においては、地方への移住等を促進するため地方都市の経済・生活圏の形成が進められている。 【支障事例】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。 (例)商店街支援事業(地域資源活用、少子・高齢化対応)、ご用聞き・共同宅記事業(少子・高齢化対応)商店街新規出店・開業等支援事業(創業支援)等	県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能。	地域商店街活性化法第4～7、11～13条 地域商業自立促進事業費補助金募集要項	経済産業省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市		
257	B	地方に対する規制緩和	産業振興	工場立地法により設置を要する環境施設の選択肢拡大	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、太陽光発電施設以外の再生可能エネルギー発電施設等を追加	工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「緑地以外の環境施設」を設けるべきことが定められている。当該施設については、同法施行規則において、創エネルギー関連としては太陽光発電設備のみが規定されているが、他の再生可能エネルギーや燃料電池等はいずれも低炭素化に資するものである。またこれらは、その仕組みにもよるが、自立分散型電源として、災害時にも電気を供給することが可能であり、施設を地域住民の一時的な避難場所として開放することで、周辺地域の生活環境の保持にも寄与するものである。現行規定は、こうした設備の導入促進・誘導に当たり支障となっている。  (構成市における具体例) 工場施設の立地を構想し、再生可能エネルギーを含む新エネルギーの導入を検討している事業者があり、現行の規定では、当該発電施設の設置断念につながる恐れがある。	事業者の負担軽減につながるのと同時に、再生可能エネルギー関連設備の導入が促進され低炭素社会推進に資するものである。 なお、工場立地法における太陽光発電施設の位置付けを検討するにあたり開催された、工場立地法検討小委員会(平成22年2月23日開催)において、「太陽光発電施設設置によって期待される効果が、周辺の地域住民との精神的な融和機能を有することから、太陽光発電施設を環境施設に位置付けることについて、適当であるとの見解で一致した」と報告されている。 その根拠とされている「CO2排出量の削減効果」、「非常電源として使用可能なことによる防災・保安効果」、「地域全体の環境貢献にかかるイメージ向上にも寄与する等、地域社会における融和効果」、及び「周辺地域における低炭素社会構築等、環境意識向上への啓蒙効果」については、他の再生可能エネルギー発電施設や燃料電池でも十分期待される効果であり、環境施設の選択肢として追加することは、問題ないと考える。	工場立地法施行規則第4条	経済産業省	指定都市市長会		